

大阪市水道事業管理規程第10号

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(手当) 第11条 〔略〕 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、 <u>100分の105</u> （給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、 <u>100分の125</u> ）とする。 ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮	(手当) 第11条 〔同左〕 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、 <u>100分の107.5</u> （給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> ）とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を

して局長が定める割合とする。 (給与の減額) 第12条 会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての局長の承認（次に掲げるものを除く。）があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。 [削る] <u>(1)</u>～<u>(5)</u> [略] [2 略]	考慮して局長が定める割合とする。 (給与の減額) 第12条 [同左] <u>(1)</u> 病気休暇の承認 <u>(2)</u>～<u>(6)</u> [同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。